

BPJPHによるハラール認証ラベルの決定

2022年4月
One Asia Lawyers Indonesia Office
日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

2022年2月10日、日、ハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal : BPJPH）は、BPJPH決定2022年40号によって、ハラール認証ラベルを決定しました。本ニュースレターでは、ハラール認証についての現状及び上記決定についてご説明致します。



2. ハラール認証制度

イスラム教徒が人口のおよそ 86.9%を占めるインドネシアではハラール（イスラム教で許されたもの）製品に対する需要が高く存在します。当該ハラールについて、政府は高まるハラール製品需要及び国内のハラール産業の活性化等を意図して2014年にハラール製品保証法を制定し、その後政府規則2019年31号及び同規則を改正するオムニバス法の施行規則である政府規則2021年39号によって、ハラール認証の取得義務について細かく規定されております（以下の条項の記載は全て政府規則2021年39号を前提とします）。

(a) 認証機関

従前、ハラール認証は、国内の各イスラム教団体によって構成されるインドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia : MUI）が行ってきましたが、上記規則によって、ハラール認証の発行権限を宗教大臣直轄の組織であるハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal : BPJPH）にその権限が移されました。これにより、インドネシア政府がハラール認証を行う形となっております（もっとも、製品がハラムか否かの判断は継続してMUIが行うこととされております）。

(b) 認証対象

政府規則2021年39号2条は、原則として、インドネシア領土内に流通する全ての製品がハラール認証の対象とします。ただし、非ハラールの材料から製造された製品はハラール認証義務を免除され、代わりに非ハラールについての説明を当該製品に添付する必要があるとされております。

(c) 認証内容

ハラール認証を理解するにあたっては、ハラールに基づいて何が許容されるのかを理解すると共に、その認証内容を理解する必要があるとされています。

この認証の内容は、原材料がハラールかどうかだけでなく、保管や製造過程で汚染されずに、清潔な状態が保たれているか、従業員は十分に理解できているか、ハラールと非ハラールが分けて管理されているか、体制や書類管理に問題がないかなど、いわゆる「農場から食卓まで」のプロセス全てを含むとされており（政府規則 2021 年 39 号 49 条参照）。

(d) 認証手続

申請者は申請にあたって当該手続の担当者となるハラールスーパーバイザーを任命する必要があります（66 条）。当該ハラールスーパーバイザーはハラール製品に関する幅広い知識と理解（ハラールスーパーバイザー証明書により証明）を有するムスリムの市民のみがなり得るとされており（53 条）。事業者は BPJPH のオンラインシステムから、必要書類を添付してハラールスーパーバイザー任命の申請を行ないます。

当該スーパーバイザーを任命した上で、事業者下記の手続にしたがってハラール認証を申請することになります。

- ① ハラール認証申請書の提出（59~66 条）
- ② BPJPH 及びハラール検査機関（Lembaga Pemerikasa Halal, LPH）による必要書類が揃っているかの確認（66 条、67 条）
- ③ LPH による申請書類の検討（68、72、73、75 条）
- ④ MUI によるハラール、非ハラールの決定（76、77 条）
- ⑤ BPJPH によるハラール認証の発行（78 条）

(e) 対応期限

・ハラールの表示義務化に関する対応期限

政府は、ハラール認証は対象となる品目が多岐に渡るため、義務化を段階的に行う必要があるとして、下記のような対応期限を定めております。

製品	対応期間
食品および飲料、と畜およびと畜サービスから生じる製品	2019 年 10 月 17 日～2024 年 10 月 17 日
伝統的な薬、医薬部外品、健康補助食品	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
市販薬と限定市販薬	2021 年 10 月 17 日～2029 年 10 月 17 日
処方薬（麻薬を除く）	2021 年 10 月 17 日～2034 年 10 月 17 日
化粧品、化学製品、遺伝子組み換え製品	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日
衣類、帽子、アクセサリ	2021 年 10 月 17 日～2026 年 10 月 17 日

家庭用ヘルスケア製品、家電製品、イスラム教徒の祈りの道具、文房具	2021年10月17日～2026年10月17日
医療機器（リスククラスA） 医療機器（リスククラスB）	2021年10月17日～2026年10月17日 2021年10月17日～2029年10月17日
医療機器（リスククラスC）	2021年10月17日～2034年10月17日
関連する原材料および/または製造プロセスがまだハラール条項に適合していない医薬品、生物学的製品、および医療機器	法定規制に準拠

・経過規定

また、上記政府規則 2021 年 39 号は以下のような経過規定を定めております（169 条）。

- ・ 政府規則 2021 年 39 号が施行日（2021 年 2 月 2 日）前に MUI が認めた外国ハラール認証は、その外国ハラール認証の有効期間が終了するまで有効である
- ・ 同施行日前に MUI または BPJPH が発行したハラール認証は、当該ハラール認証の有効期間が終了するまで有効であるものとする。
- ・ 同施行日前に MUI が規定したハラールロゴは、同規則施行から最長 5 年間使用することができる。

2. 新しいハラール認証ラベル

上記ハラール認証手続を経て認証の交付を受けた製品にはハラール認証のラベルを添付することになります。前述のように、BPJPH は 2022 年 3 月 1 日付で BPJPH 決定 2022 年 40 号を施行し、ハラール認証ラベルを決定致しました。同決定により、今後のラベルは BPJPH が発行することになります。前述のように、本規則施行前に MUI が発行したラベルについては、政府規則 2021 年 39 号が施行されてから 5 年間は有効とされております（政府規則 2021 年 39 号 169 条 d）。



しかし、BPJPH の責任者（Muhammad Aqil Irham）によると、現在も MUI ハラールラベルを使用し、MUI ハラールラベル付きのパッケージを持つ事業者は、既存のパッケージストックを使用することが認められているとのこと。MUI ハラールラベルの包装在庫がなくなり、MUI からのハラール判定番号の有効期限も切れた場合、BPJPH 決定 2022 年 40 号の政令に従い、新たにハラールラベルを製品に記載する義務があります。¹

¹ Conventus Law Website : <https://conventuslaw.com/report/indonesia-halal-label-protected-by-intellectual-property/> (accessed April 4th 2022)



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



Prisilia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。その後、およそ 1 年間長野国際文化学院にて日本語を学ぶ。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal



ONE ASIA LAWYERS
